

令和3年第4回中泊町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (11月29日)

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	2
出席説明員	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定について	4
日程第4 報告第25号から日程第10 議案第68号まで	4
・ 報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和3年度中泊町一般会計補正予算第4号について)	
・ 議案第63号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について	
・ 議案第64号 中泊町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について	
・ 議案第65号 令和3年度中泊町一般会計補正予算第5号について	
・ 議案第66号 令和3年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号について	
て	
・ 議案第67号 令和3年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第4号について	
て	
・ 議案第68号 令和3年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号について	
日程の追加	7
町長追加提案理由の説明	7
追加日程第1 議案第69号から日程第3 議案第71号まで	7
・ 議案第69号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
・ 議案第70号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	

・議案第71号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正について	
散会の宣告	10

第 2 号 (12月6日)

議事日程	11
出席議員	11
欠席議員	11
出席説明員	11
職務のため出席した事務局職員	12
開議の宣告	13
日程第1 一般質問	13
2番 今 博子議員	13
6番 荒関富雄議員	16
5番 塚本悦子議員	21
1番 田中 洋議員	26
散会の宣告	29

第 3 号 (12月7日)

議事日程	31
出席議員	31
欠席議員	32
出席説明員	32
職務のため出席した事務局職員	32
開議の宣告	33
日程第1 報告第25号	33
・報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和3年度中泊町一般会計補正予算第4号について)	
日程第2 議案第63号	34
・議案第63号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について	
日程第3 議案第64号	36

・議案第 6 4 号 中泊町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について	
日程第 4 議案第 6 5 号	3 7
・議案第 6 5 号 令和 3 年度中泊町一般会計補正予算第 5 号について	
日程第 5 議案第 6 6 号	4 3
・議案第 6 6 号 令和 3 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号について	
て	
日程第 6 議案第 6 7 号	4 5
・議案第 6 7 号 令和 3 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 4 号について	
て	
日程第 7 議案第 6 8 号	4 6
・議案第 6 8 号 令和 3 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 2 号について	
日程の追加	4 7
町長追加提案理由の説明	4 7
追加日程第 1 議案第 7 2 号	4 8
・議案第 7 2 号 令和 3 年度中泊町一般会計補正予算第 6 号について	
日程の追加	5 1
追加日程第 2 発議第 6 号	5 1
・発議第 6 号 青山雅晴議員に対する議員辞職勧告決議	
日程第 8 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について	5 2
閉会の宣告	5 2
署 名	5 3

第4回中泊町議会定例会

令和 3年11月29日（月曜日）

○議事日程 第1号

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長提案理由の説明
- 4 報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和3年度中泊町一般会計補正予算第4号について)
- 5 議案第63号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について
- 6 議案第64号 中泊町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について
- 7 議案第65号 令和3年度中泊町一般会計補正予算第5号について
- 8 議案第66号 令和3年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号について
- 9 議案第67号 令和3年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第4号について
- 10 議案第68号 令和3年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号について

○追加議事日程（第1号の追加）

- 1 議案第69号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 2 議案第70号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 3 議案第71号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正について

○出席議員（12名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 田 中 洋 君 | 2番 今 博 子 君 |
| 3番 成 田 直 人 君 | 5番 塚 本 悦 子 君 |

6 番	荒 関 富 雄 君	7 番	秋 田 博 君
8 番	長 利 司 君	9 番	青 山 雅 晴 君
10 番	沖 崎 勲 君	11 番	野 上 憲 幸 君
12 番	野 上 祐 一 君	13 番	川 山 光 則 君

○欠席議員（1名）

4 番 秋 元 隆 君

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	横 野 彰 吾 君
教 育 長	米 塚 鈴 子 君
代表監査委員	外 崎 良 造 君
総務課長	毛 内 康 裕 君
財政課長	山 中 哲 哉 君
総合戦略課長	三 上 晃 瑠 君
税務課長	太 田 光 平 君
町民課長	三 上 康 栄 君
福祉課長	下 山 貴 子 君
環境整備課長	藤 本 雅 久 君
農政課長	古 川 幹 人 君
水産商工観光課長	越 野 進 一 君
小泊支所長	藤 田 康 久 君
教育次長	葛 西 成 芳 君
教育課長	長 利 香 代 子 君
会計課長	藤 田 順 悦 君
上下水道課長	鈴 木 輝 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長	宮 越 裕 子 君
総務課 係	木 村 将 師 君

総務課
行政情報係

佐々木 一哉 君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（川山光則君） おはようございます。ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、令和3年第4回中泊町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（川山光則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、成田直人議員及び5番、塚本悦子議員を指名します。

◎会期の決定について

○議長（川山光則君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、別紙、議会運営委員長からの報告のとおり、本日から12月7日までの9日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は本日から12月7日までの9日間に決定しました。

◎日程第4 報告第25号から日程第10 議案第68号
まで

○議長（川山光則君） 日程第4、報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件から日程第10、議案第68号 令和3年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号についてまでを一括上程します。
町長に提案理由の説明を求めます。
濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 本日、令和3年第4回中泊町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、公私ご多用中の折にもかかわりませず、ご出席を賜り、ここに開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

今定例会に提出をさせていただきました議案等は、条例改正や補正予算など合計7件であります。その概要を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

報告第25号は、令和3年度中泊町一般会計補正予算第4号についてであります。

新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルスワクチン3回目追加接種の実施及びマイナンバーカード取得者への商品券等の交付の増加により、所要の予算補正を専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第63号は、中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第64号は、中泊町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正についてであります。

中泊町予防接種健康被害調査委員会条例の委員の名称を現在の名称に改めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第65号は、令和3年度中泊町一般会計補正予算第5号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも7,985万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を107億1,611万7,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、総務費に、総合福祉健康センター建設事業工事費、民生費に、児童手当システム改修費、衛生費に、養育医療費給付事業、農林水産業費に、中泊町メバ活プロジェクト事業、消防費に、小泊地区避難所抗菌剤設置工事費、教育費に、中里小学校・中里中学校及び総合文化センター抗菌剤設置工事費など、それぞれ所要額を計上しております。

歳入につきましては、歳出の関連において、国庫支出金、県支出金、

諸収入及び町債を計上しております。

なお、継続費及び地方債補正では、総合福祉健康センター建設事業について、変更をいたしております。

議案第66号は、令和3年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてであります。

事業勘定の補正額は、歳入歳出とも283万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億5,667万8,000円とするものであります。

補正する歳出は、保険給付費に、一般被保険者に係る療養費、諸支出金に前年度事業費確定に伴う返還金を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出の関連において、県支出金及び財政調整基金繰入金を調整のうえ計上いたしております。

診療施設勘定の補正額は、歳入歳出とも8万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,300万2,000円とするものであります。

補正する歳出は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に要する費用として、医薬材料費を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出の関連において、国庫補助金を追加計上したほか、医療提供体制設備整備交付金に係る予算の組み換えをいたしております。

議案第67号は、令和3年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第4号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも13万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億5,589万3,000円とするものであります。

補正する歳出は、職員人件費を計上したほか、負担金の予算の組み換えをいたしております。

歳入は、歳出との関連において、一般会計繰入金を計上いたしております。

議案第68号は、令和3年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号についてであります。

資本的支出の既決予算額を809万6,000円追加し、総額2億3,090万円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、長泥地区配水管移設に伴う工事費を追加計上いたしております。

以上で、本議会定例会に提案いたしました議案の説明といたしますが、議事の進行に従い、ご質問に応じ詳細にご説明申し上げたいと存じます。

なにとぞ、慎重ご審議のうえ、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

◎日程の追加

○議長（川山光則君） お諮りします。

本日、町長から議案第69号から議案第71号が提出され、お手元に配付しております。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として、直ちに議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号から議案第71号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定しました。

◎町長追加提案理由の説明

○議長（川山光則君） 町長に提案理由の説明を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 追加提案をさせていただきます議案について、ご説明申し上げます。

議案第69号は、中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第70号は、中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第71号は、中泊町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

期末手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正するものであります。

慎重ご審議のうえ、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

◎追加日程第1 議案第69号から追加日程第3 議案第

71号まで

○議長（川山光則君） 追加日程第1、議案第69号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから追加日程第3、議案第71号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの3議案を、関連がありますので、一括議題として説明、質疑を行い、討論、採決については議案ごとに行います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

本案について、担当課長に説明を求めます。

毛内総務課長。

○総務課長（毛内康裕君） 議案第69号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第70号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第71号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正についてを一括してご説明申し上げます。

追加提出議案書つづりの1ページを御覧ください。今回の改正は、青森県人事委員会が行った令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告を受け、給与改定を行うこととした青森県及び県内市町村の動向に鑑み、議会議員、特別職及び職員の期末手当の支給割合を改めるため、提案するものであります。

条例の改正内容につきましては、条例等新旧対照表によりご説明いたします。恐れ入りますが、新旧対照表の1ページを御覧願います。議案第69号の第1条関係では、議員の期末手当を引下げした条文で、現行12月期の支給率を0.05月分引き下げ、100分の160を100分の155に改めるものです。

第2条関係では、令和4年度以降については、6月期と12月期が均等になるよう0.025月分ずつ配分し、100分の155を100分の157.5に改めるものです。

恐れ入りますが、新旧対照表の2ページを御覧ください。議案第70号の第1条関係では、特別職の期末手当を引下げした条文で、現行12月期の支給率を0.05月分引き下げ、100分の122.5を100分の117.5に、100分の160を100分の155に改

めるものです。

第2条関係では、令和4年度以降については6月期と12月期が均等になるよう0.025月分ずつ配分し、100分の117.5を100分の120に、100分の155を100分の157.5に改めるものです。

恐れ入りますが、新旧対照表の3ページを御覧ください。議案第71号の第1条関係では、職員の期末手当を引下げした条文で、現行12月期の支給率を0.05月分引き下げ、一般職員の支給割合を100分の122.5を100分の117.5に、再任用職員の支給割合を100分の70を100分の65に改めるものです。

第2条関係では、令和4年度以降については6月期と12月期が均等になるよう0.025月分ずつ配分し、一般職員の支給割合を100分の117.5を100分の120に、再任用職員の支給割合を100分の65を100分の67.5に改めるものです。

ただいまご説明いたしました3条例は、公布の日から施行し、令和3年12月1日から適用するものです。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行することといたしております。

以上、議案第69号から議案第71号までの3議案についての説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第69号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第69号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(川山光則君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時17分

第4回中泊町議会定例会

令和 3年12月 6日（月曜日）

○議事日程 第2号

1 一般質問

○出席議員（13名）

1番	田中	洋	君	2番	今	博	子	君
3番	成田	直人	君	4番	秋元	隆	君	
5番	塚本	悦子	君	6番	荒関	富雄	君	
7番	秋田	博	君	8番	長利	司	君	
9番	青山	雅晴	君	10番	沖崎	勲	君	
11番	野上	憲幸	君	12番	野上	祐一	君	
13番	川山	光則	君					

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町	長	濱	舘	豊	光	君					
副	町	長	横	野	彰	吾	君				
教	育	長	米	塚	鈴	子	君				
代	表	監	査	委	員						
総	務	課	長	外	崎	良	造	君			
財	政	課	長	毛	内	康	裕	君			
総	合	戦	略	課	長	山	中	哲	哉	君	
税	務	課	長	三	上	晃	瑠	君			
町	民	課	長	太	田	光	平	君			
福	祉	課	長	三	上	康	栄	君			
環	境	整	備	課	長	下	山	貴	子	君	
農	政	課	長	藤	本	雅	久	君			
水	産	商	工	観	光	課	古	川	幹	人	君
							越	野	進	一	君

小 泊 支 所 長
教 育 次 長
教 育 課 長
会 計 課 長
上 下 水 道 課 長

藤 田 康 久 君
葛 西 成 芳 君
長 利 香 代 子 君
藤 田 順 悦 君
鈴 木 輝 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長
総 務 課 係
行 政 情 報

宮 越 裕 子 君
木 村 将 師 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（川山光則君） 日程第1、一般質問を行います。

2番、今議員の質問を許可します。

2番。

（2番 今 博子君登壇）

○2番（今 博子君） 2番、今博子です。ただいま議長より許可をいただきましたので、通告書に従いまして質問させていただきます。

今年度も稲刈りが終わると同時に、連日稲わら焼きが行われ、車に乗っていると前が見えず、怖いと感じられる日が何日か続きました。

10月25日より東奥日報に「わら焼きゼロを目指し」として、わら焼きの現状を見詰め、解決策について考えるという記事が3日間連載されたことはご存じのことと思います。この中で県の水稲作付面積が約5万ヘクタールであり、そのうち、わら焼きが行われているのが550ヘクタールでした。つまりわら焼き面積は県全体でいえば1%台ということになり、ごく一部の人だけだということでありました。しかし、この1%台の550ヘクタールのうち、約77%の428ヘクタールが西北地域に集中していると分かり、とても残念に思われました。

わら焼きにより有機化合物、アセトアルデヒドの濃度は非常に高い数値が出ています。特に晴れた日の夕方には、放射冷却によりPM2.5などの濃度が顕著に上昇すると言われていています。そのため、健康被害や環境汚染など多大な悪影響を及ぼすこととなります。この健康被害では、特にぜんそく患者の方は発作を悪化させ、大変苦しんでいると聞いています。アレルギーなどなく健康な人でも、喉が痛いとか、目がかゆい、しょぼしょぼするなど、何らかの影響が出ていることは確かであります。

青森県では、2010年6月に県稲わらの有効利用の促進及び焼却

防止に関する条例が施行され、稲わらは焼却せず有効利用に努めなければならないと明記しています。この稲わら焼き防止に関しては、中泊町においても補助金を出すなど、いち早く取り組んだという話も聞いています。

そこで、1つ目の質問ですが、中泊町における稲わら焼き防止のために、これまで行われてきた取組や対策の経緯についてお伺いします。

2つ目の質問は、新聞の記事の最後で、稲わらの処理に悩んだら県や各市町村の担当課に相談してほしいと締めくくっていました。このことから、町では相談に訪れた方に対して、どのような対応をするつもりなのかお伺いします。

最後に、町として稲わら焼きゼロを目指して、また有害物質などを減らすために、どのような視点に基づいて対策を考えていくつもりなのかお伺いします。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（川山光則君） 今議員の質問に対する答弁を求めます。

古川農政課長。

（農政課長 古川幹人君登壇）

○農政課長（古川幹人君） 今議員ご質問の1つ目の中泊町における稲わら焼き防止のこれまでに行われてきた取組や対策の経緯についてお答えいたします。

当町において、平成22年から稲刈り終了時期をめぐり、各集落の農家にすき込みや収集のお願いと、実施する農家に10アール当たり500円以内で補助金を支給してございます。

令和3年度実績見込みとしては、対象面積約2,000ヘクタール、すき込みを実施した農家は168戸、面積で約805ヘクタール、収集した農家数は33戸、面積で約34ヘクタールとなっております。全体では農家数201戸、面積で約839ヘクタールとなっております。なお、これに要する補助金額は約419万5,000円を見込んでおります。

そのほか、防災無線や町広報紙に折り込み配布する農業生産情報を活用し、啓発の呼びかけを随時行っております。

次に、2つ目の稲わらの処理に悩んだら県や市町村の担当課に相談してほしいについてですが、今年度具体的な相談はなかったところで

ございます。稲わらの処理方法について相談があった際には、すき込みや敷きわらとしての有効利用方法について説明するほか、町の所有しているロールベアラ2台を貸し出し、収集のお願いも行ってまいります。

また、県でも、議員ご存じのとおり、稲わらの有効利用の促進及び焼却防止に関する条例を制定し、資源循環など稲わらを積極的に利用して、日本一健康な土づくり運動を進めているところでございます。

3つ目の稲わら焼きゼロを目指して、また有害物質等を減らすためにどのような視点に基づいて対策を考えているのかについてお答えいたします。わら焼きは、地域住民の健康に悪影響を与え、交通障害の原因の一つになるなど、なくすべき慣習であるとの認識であるものの、直ちに法規制や罰則などにより対処することにも多くの困難があるものと理解しております。

そのことから、先ほどからお答えしているとおり、農家自身が活用する取組を持った場合の補助金制度や、広報活動により啓発運動を行っているほか、稲わらを必要とする農家、業者等を把握することで、農家自身が販売、契約等を行い、収益を得る体制の構築を目指したマッチング支援等を考えてございます。

今後、国、県等が有害物質排出量削減に対する事業などが計画された場合、当町においても検討を重ね、稲わら焼きゼロを目指して取り組んでまいります。

○議長（川山光則君） 答弁が終わりました。再質問ありませんか。

今議員。

○2番（今 博子君） 今の答弁を聞きますと、よりよい対策を模索しているのがよく分かりました。

そこで、質問ではなく要望となりますが、なぜ稲わら焼きをするのか聞いてみますと、様々な事情があり、どうしてもすき込みのできない田んぼもあるような話も聞いています。

一概にわら焼きゼロとは言えないかもしれませんが、秋田県では公害防止条例の規定により、稲わらスモッグの発生を防止するため、10月1日から11月10日までの期間は稲わらなどの屋外燃焼行為を全面的に禁止していると聞いています。また、環境省でも有害物質などの濃度上昇が予測される気象条件の際には、稲わら焼きを実施しな

いよう要請すべきであるとしています。このように健康被害を最優先に考え、取り組んでいます。

中泊町でも稲わら焼きからの健康被害を最小限に抑えるためにも、稲わら焼きは町の問題と捉え、これからも力を入れて取り組んでもらえるようお願いいたしまして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川山光則君） これをもちまして今議員の質問を終了します。

6番、荒関議員の質問を許可します。

荒関議員。

（6番 荒関富雄君登壇）

○6番（荒関富雄君） ただいま議長のお許しが出ましたので、通告書に従い一般質問させていただきます。

広域行政についてでありますので、なかなかアバウトな質問で、私自身も何かしらどういうものかなというのを思いながらこの場に立っています。

実はこの問題については、平成30年の第3回目の定例会でも質問した経緯がございます。今回なぜ再度質問に立ったかというのは、いわゆる平成28年度から令和2年度までの総括を聞きたいのです。この問題は、定住自立圏の共生ビジョン、非常に多岐にわたっておりまして、なかなか私たち自身も情報を得る機会がないものですので、ぜひ進捗状況、この後、前期対策が終わった総括と、これからまた後期に入ると思うのですけれども、それに向けてのどういうことがあるのか。本当に共生ビジョンの中では医療、福祉、教育、産業振興など29だったかの部会があると伺っておりますので、かなり多岐にわたっていると思うのです。ですから、そこいら辺を丁寧に総括していただければと。

あとは、前回の質問の答弁では、グラウンド、体育館、プールなど共通の財産について協議していくのだという同じような認識で圏域の中で進んでいるので、その後どうなったのか。できなかった部分があれば、これからまた後期対策の中でずっと話し合われていくのか、それとも無理なものは無理で、独自で考えていくのか、まずご答弁願います。

○議長（川山光則君） 荒関議員の質問に対する答弁を求めます。

横野副町長。

(副町長 横野彰吾君登壇)

○副町長(横野彰吾君) 私からは、議員ご質問の定住自立圏の枠組み、それから圏域の計画や事業を決定するプロセス等についてお答えし、また運動施設の広域で管理するようなことに対してのお答えをしたいと思います。そして、共生ビジョンについては担当課長に答弁させたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

五所川原圏域定住自立圏は、国が定めている定住自立圏構想推進要綱に基づきまして、五所川原市を中心とし、北郡は鶴田町、そして我が町、西郡はつがる市、鯨ヶ沢町、深浦町がそれぞれ議会の議決を得て五所川原市と個別に協定書を締結し、先ほど議員おっしゃったとおり、平成28年3月に西北圏域6市町で発足しております。

五所川原市を事務局としまして、定住に必要な生活機能を確保し、住民が安心して暮らしていけるよう、相互に役割を分担し、様々な行政課題に広域で取り組んでいくことを主な目的としており、圏域の目指す将来像や具体的な取組を定めた共生ビジョンに基づき、各種事業を実施しております。

圏域で計画や事業を決定するプロセスについては、医療福祉や産業、教育などの各事業分野のワーキング部会を圏域全市町の担当部局が参画する形で組織し、それぞれの事案を話し合い、その結果を事務局が取りまとめます。部会の結果を受けて、圏域の企画部門担当課長が集まって会議を行い、全ての分野の事案を取りまとめ、最終的には圏域の各市長、町長が集まる会議において決定する流れとなっております。

次に、圏域の課題として、圏域内にある広域の大会等が開催されるスポーツ施設について、今後各市町がそれぞれ設置、管理をしておりますが、今後の人口減少を踏まえると、財源等の捻出が難しくなることから、市町村単独ではなく、広域で維持管理をしていけるような新たな枠組みや県の支援が必要であるというふうに考え、令和3年、今年ですけれども、10月21日に開催されました県知事への重点事業要望において、町単独として重点事業要望として提出いたしました。

要望に対する県の処理方針といたしまして、「学校施設環境改善交付金について、十分な財源を確保するとともに、補助率の拡充や実情に即した補助単価の引上げ、地方公共団体のニーズに対応した対象事

業の拡充を図ること等について、全国都道府県教育長協議会を通して、引き続き国に働きかけてまいります」というふうに示されております。

町といたしましては、今後も引き続き圏域の会議の場で協議を重ねて、県へ要望してまいりたいと考えております。また、ほかの分野に関しましても、圏域の住民が安心して暮らしていけるよう、これからも取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（川山光則君） 三上総合戦略課長。

（総合戦略課長 三上晃瑠君登壇）

○総合戦略課長（三上晃瑠君） 私から、五所川原圏域定住自立圏の共生ビジョンについてお答えいたします。

共生ビジョンは、圏域が目指す将来像や連携して推進していく具体的な取組を示すものであり、大きく3つの分類に分かれております。

1つ目が医療・福祉や教育、産業、生活環境に係る生活機能強化の分野、2つ目が道路・交通やICTインフラ、移住・交流促進に係る結びつき・ネットワーク強化の分野、3つ目が人材育成等に係る圏域マネジメント能力の強化の分野となっており、さらに細分化された施策、事業で構成されています。

第1次共生ビジョンは、計画期間が平成28年度から令和2年度までの5か年で、29の事業に取り組んでまいりました。介護認定審査や、ごみ、し尿の共同処理など、広域で行うべき事業は継続し、当時の新規事業としまして、病児病後児保育やファミリーサポートセンターの広域利用化、図書館の相互利用、返却等を可能とするなど、一定の成果を上げております。

医療に関しましても、つがる総合病院を中核病院として位置づけ、高度医療を担い、金木病院などをサテライト医療機関と位置づけて、相互に役割を分担することで、入院を含めた一連の医療がなるべく圏域内で完結するよう努めているところです。

第2次共生ビジョンは、計画期間が令和3年度から令和7年度までの5か年で、SDGsの理念を取り入れながら、広域で実施するべき事業は継続し、新たに成年後見制度に対応する中核的な組織の設置や、教育支援センターの広域利用化、稲わら焼却防止の推進などを含めた32の事業を推進していく計画となっております。

今後も定住に必要な生活機能を確保し、住民が安心して暮らしていけるよう、圏域の構成市町で意見を出し合いながら、様々な課題に取り組んでまいります。

○議長（川山光則君） 答弁が終わりました。再質問ありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 今るる答弁があったわけですが、何か前回の答弁とあまり進捗したようなお話がないと。その中で、いわゆる医療関係の答弁もございました、教育関係の答弁もございました、産業に関わる問題も。では、あとはインフラの問題とか、いわゆるインフラとまた交通網の整備などはどのように考えているのか。広域の中で、どの程度まで本当に腹割って話し合われているのか。認識は同じだということところまでは聞くのですけれども、その先が見えないのです。なぜ国もこの定住自立圏構想なるものを地方にお願いというような形で出てきたのかといえば、まさに人口減少で、あとは定住化ということになった場合には、いわゆる昔からよく言われた衣食住、今は医療であれ職業なのですよね、仕事がなければ定住できていきませんので。そこいらをずっと幾つかの部会の中で、真にどの程度まで本当に共通でやっていこうとしているのか、それが5年たっても見えない。もう5年後の計画、これから3年から7年までまた話合いが行われるのでしょうけれども。

答弁を聞けば各町村も同じ問題を抱えて、これはまたここだけの問題ではないと、人口減少の問題は。それは分かるのですけれども、具体的にどういうアクションをお互い起こしていくのか。各自治体の財政状況ももちろんあるとは思いますが、おらどこはまだまだ財政にゆとりがあるからとか、そういう認識の部分もあるのか。いや、もうせっぱ詰まってしまって、緊急事態にもう入っているのだという認識なのか。なかなかいろいろ首長さん方が集まっても前に進んでいけるような状況になっていないのがそこいら辺なのか、いま一度ご答弁願いたいと思います。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 広域の連携のお話でございますが、議員もいろいろ考えながら、なぜ進まないのだろうという堂々巡りをしているのではないかなと察するわけではありますが、現実には進んでいる部分もあり、

動かない部分もあるというのが正直なところであります。

今ご存じのとおり、一部事務組合でやっている消防のほうは、枠組みが我が町の北部中央消防署が位置づけられたことによって、大分変わってきておりますし、今この津軽地域14市町村の中で消防の指令システムを一本化しようというふうな動きが具体的に出てきております。消防議会でもご説明させていただいているところでありますが、要するに今まで町がやってきたことが町単独ではなかなか難しくなってきた、広域という枠組みになって、その広域の枠組みでもなかなかうまくいなくて、もっと広くしていこうという流れになってきている。これは、消防だけでなく、ごみもまたしかりであります。今つがる市、五所川原市、中泊町、ごみの問題を一緒にやっているわけですが、西郡のほうの深浦、鱒ヶ沢も単独ではやっているものの、なかなか厳しくなっている。ここも一緒に手を携えながらやっていこうということになっております。

まだ本当にあらあらの話の中で考えていきますと、火葬場の問題であります。今まで町でも各集落ごとに火葬場があった時代、そして町で何か所かに集約されてきた。今また町だけで考えるのではなくて、もっと広域で火葬場についても考えればいいのではないかと、そういう話も出てきております。もちろん教育に関してのALTの配置の問題ですとか、様々首長の間で話をしながら、これは議員悩んでいるのと同じように首長も悩んでいまして、自分のところのシステム、例えばまだ任期が何ぼか余裕があると、こっちはぎりぎりになっているところという自治体もあって、足並みがなかなかそろわないのも事実なのですが、そこを首長同士で話をしながら、より広域で効率的に処理、地域住民のためになるような処理の仕方を探りながら今やっているというのが事実であります。

運動施設についても、前からずっとお話ししているのですが、今はつがる市さんがスポーツ大会、元の国体ですよ、国体のために体育館を造るわけですけども。つがる市の担当者からお聞きしますと、やはり後年度負担が非常に重くかかってくるので、いずれこういう部分についてもみんなで話し合わなければいけないなという声も出てきているのも確かなのです。だから、体育施設とかの共同の管理につきましても、ではどの施設を共同でやるのかというところまで熟度が上

がっていかないと、なかなか実現しないのかなと思っています。ただ、これは根気強く広域でやれるものは広域でやる。恐らく令和7年のデジタル庁が考えている自治体の電算システム、これについてもいずれ共同の処理センターみたいなものをつくってやっていく時代が来るのではないのかなと。現にフランスでは、そういうふうな広域の処理が定着しておりますので、日本の総務省もそういう他国の事例も見ながら日本の地方の在り方というものを検討しているのではないかなと。そのタイミングに乗り遅れないように、町としてもしっかり準備をしながら取り組んでいきたいなと思っています。

私自身もすっきりしない頭の中で答えているので、さっぱりしない答えになっているかもしれませんが、悩んでいるということでお答え申し上げます。

○議長（川山光則君） 再々質問ありますか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 質問自体が捉えどころのないような質問で、私自身も申し訳ないと思っている部分もあるのですが、やっぱり広域になっていったときには、県がどういう立ち位置に立つのか、私はそこだと思うのです。財政的にみんな苦しくなっているから、広域でという当然話になってきたのでしょうし、ごみの問題とか消防の問題は、そういう事務組合を設置しながらやっていかざるを得ない状況になって今に至っていると思うのです。ですから、この定住自立圏構想そのものも共生ビジョンも話し合った、やっぱり金目のものがなければどうしても前に進んでいきづらい部分があると思いますので、町長も粘り強くということをございますので、今後も広域行政の中では何とか粘り強く、他町村とよくよくお話しし合いながら産業振興などもこれから考えてもらいたいということで質問を終わります。

○議長（川山光則君） これをもちまして荒関議員の質問を終了します。

5番、塚本議員の質問を許可します。

塚本議員。

（5番 塚本悦子君登壇）

○5番（塚本悦子君） 議席5番、塚本悦子でございます。通告に従い質問をさせていただきます。

町のDX、デジタルトランスフォーメーション推進計画の現状と対

策及び課題についてであります。この9月、デジタル庁が発足し、いよいよデジタル社会に突入しました。町においても住民の福祉の増進が図られるように、有効に活用しなければなりません。

政府も2020年12月閣議決定において、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が示されております。それは、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を目指すことでもあります。

これらを実現するために、行政を担う自治体が積極的にDXを推進することが必要とされています。DXは、スウェーデンの大学教授が2004年に提唱した概念で、それはとても広い概念で、社会全体の変化を捉えている言葉だと言われております。

この件に関して、この夏、総務省より自治体DX推進手順書が各自治体に発出されました。2021年1月から2026年3月までの対象期間で推進計画を行うことになっております。

この自治体DX推進計画の中で重点取組事項として、1、自治体の情報システムの標準化・共通化、2、マイナンバーカードの普及促進、3、行政手続のオンライン化、4、AI・RPAの利用促進、5、テレワークの推進、6、セキュリティ対策の徹底、この6点が挙げられております。以上の計画を推進するためには、1、組織体制の整備、2、デジタル人材の確保・育成、3、計画的な取組などがあります。

以上の事柄を踏まえて、町の現状と課題及びセキュリティー、個人情報情報の適正取扱い、職員の研修、訓練、関係部署の配置などを通してDX政策の在り方をどのように考えているのかお聞かせ願います。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 塚本議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 塚本議員のご質問、自治体DXと書いて、デジタルトランスフォーメーションと読むわけではありますが、なぜXをトランスフォーメーションと読むのか、多分皆さんも疑問に思っているのではないかなと思うのですが、先ほど議員のほうからお話あったスウェーデンの大学教授の方が、ICTの浸透によって人々、いわゆる各フォーメーションにいる人たちがこのXでもってつながっていくことに

よって生活をあらゆる面でよい方向へ変化させることと、平たく言えば機械を便利に使って人間の生活をよりよくしていくのだということだと私自身は理解をしております。これを自治体に求めている、今のは人々の暮らしの話だったわけですがけれども、これを自治体に求めている理由というのは何なのかというと、私的には自治体の業務を効率化することが目的ではなくて、それによって地域住民の暮らしをよい方向へ変化させる、そのためにデジタルを使って自治体がどう取り組んでいくのかということが求められているのではないかなと理解をしているところであります。

そういった観点から、本計画策定の目的について考えてみますと、国は自治体の情報システムの標準化・共通化など、デジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくために、国が主導的な役割を果たしつつ、全国の自治体が足並みをそろえて取り組んでいく必要があるというふうに考えているのではないかと考えております。そのため、自治体にも政府と歩調を合わせながら情報通信技術を利用したデジタル化を進めることで、住民の利便性向上と併せて業務の効率化を図り、余剰となる人的資源、機械化していくとそこの部署に1人余るとかとなったときに別なほうに人的資源を振り向けて、よりよいサービスを行えるようにしていくことを求めているというふうに考えております。

こうしたことから、当町といたしましては、本計画はまだ策定していないわけではありますが、今後この計画を策定した上でデジタル社会構築に向けた取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

国では、自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、ここは先ほど議員のほうからもお話のあった6つの重点取組事項を示しているわけではありますが、私どもの町ではまだ計画はないわけではありますが、実際テレワーク実証実験、これは令和2年度からやらせていただいておりますし、チャットボットというナレッジシステム、いろんな問合せをずっと積み上げていくことによって、AIが適切な答えを自動的に返していくようなチャットボットのシステムというものを今導入すべく業者さんと打合せをしているところであります。

また、役場の中の仕事をOA化していく。できるものとできないも

のがあるのですが、それやるためには業務の棚卸しというのが必要になります。全ての事業を一旦チェックしてみるということが必要になります。その業務の標準化事業というものを今年度からやらせていただいております。

そして、マイナンバーカードでございまして、先般も予算をお願いして、町民の方々におまけをつけてマイナンバーカードの取得のお手伝いをさせていただいたところなのですが、大分申請が上がっていきまして、一気に50%、取得率超えるくらいまでいっているのかなと思っております。そういう取組もやっておりまして、職場環境及び住民サービスの向上に努めているところであります。

一番難しい、要するに人材育成の部分であります。本当に難しいのです。機械の中がどういうふうに動いているのか、どういう仕組みでICTというのが活用できるのか分からないと、なかなかうまく使えないわけでありまして、このデジタルに関する人材育成、2年前から県庁の元情報システム課なのですが、今は行政経営課という課に変わっていきまして、そちらのほうへ職員1名を派遣しております。政府の動向とか地方のデジタル化政策について学ばせているところであります。

今後は、職員を対象とした研修会の実施とか、議員おっしゃるような専担組織、専門に仕事を担当する組織をつくるなど、デジタル社会に対応できる体制を整備していきたいというふうに考えております。

また、町民へのサービス向上が前提となると先ほど申し上げたわけですが、情報機器の取扱いに慣れていない方、ご高齢の方々はスマートフォン一つとっても、突然画面、変なところ触ったら変なものが出てきたとか、消えてしまったとか、そういうのもなかなか情報機器の取扱いに慣れていない方々もおられるわけございまして、こういう方ですとか、通信環境や機械を持たない方への勉強会、マイナンバーカードを利用した行政手続オンライン化のメニューの追加ですとか、総務省が設定しております高いセキュリティーレベルのクラウドシステム、クラウドというのは通信でつながっているところからデータを持ってきて、処理してまた戻すみたいなシステムなわけですが、そちらへ移行するための、これは安全が第一でございまして、接続の安全を強化することを検討したいというふうに思っております。

ます。

また、自治体の情報システムの標準化・共通化につきましては、目標時期の令和7年度までに基幹系の17業務を標準仕様に準拠したシステムへ移行する必要があることから、国の動向及び当町の財政事情を考慮した上で、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

どういうふうなデジタルトランスフォーメーションを使った町の未来を描いていくのか、しっかりと考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 答弁が終わりました。再質問ありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） ご答弁ありがとうございました。今も町長さんおっしゃいました人材育成は非常に重要だと思います。これからもぜひ職員の研修、訓練がとても必要でないかなと思っております。

公法学者が言うように、住民はよき生活を、自治体職員はよき労働を、そして自治体はよき自治をと、それぞれがそれぞれの立場でそれぞれの目的に向かってひたすら努力するしかありません。DXで変える、変わる町を願っています。

これは、SDGsやGIGAスクール構想とも関連があります。以前私は、SDGsについて一般質問しましたとき、どこよりも早くSDGs推進室を設置して、どこの町よりも早く取り組んでいただきたいと申し上げましたが、今ではもはやほかの自治体より後れを取っています。今度こそどこの自治体よりも早く取り組んでいただきたいと思うのであります。

この頃、中泊町の観光やメバルがマスコミをにぎわしていますが、どうぞ教育やSDGs、DX推進などはあまり目立たない分野ではありますが、私は非常に大事なことだと思うのであります。

職員が持てる力を存分に発揮して、そのことが地域住民の豊かな暮らしになるように、DXで町を変えるのだと、その合い言葉でもって取り組んでほしいなど、そう思っております。

町長さんの手腕に大いに期待を申し上げて、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（川山光則君） これをもちまして塚本議員の質問を終了します。

田中議員の質問を許可します。

1 番、田中議員。

(1 番 田中 洋君登壇)

○1 番(田中 洋君) 1 番、田中です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて一般質問させていただきます。

中泊町運動公園内の施設について、2 点お伺いいたします。我が中泊町は、言わずと知れたスポーツの町であります。スポーツの町として中泊町運動公園は建設され、県内有数の運動施設として利用されてきました。しかし、各施設の老朽化が進んでおり、整備が必要な状況となっています。

質問事項の1 点目は、野球場の整備についてであります。野球場の現状は、バックスクリーンはさびついた骨組みだけが取り残され、スコアボードも一部危険箇所が取り外され、使用できる状態ではなく、非常に見苦しい景観となっております。かつては県大会、高校野球の練習場、大学リーグ戦の会場として使用され、大変にぎわっておりました。特に甲子園予選前の練習では、西北五管内屈指の野球場ということもあり、県内の様々な高校が利用し、評価が高かったと聞いております。しかし、この非常に危険な状態での利用となれば、事故の発生が懸念され、安全性も問われます。野球場の整備の検討、実施計画はどのように考えているのかお伺いいたします。

質問事項の2 点目は、陸上競技場の整備についてであります。昨年1 2 月議会において、中泊町陸上競技協会より、中泊町運動公園陸上競技場の整備を求める請願書が提出され、閉会中の審査事項ということで総務文教常任委員会で審査をした結果、採択すべきと認められ、3 月議会で採択されました。しかし、法的な効力などはなく、町の財政状況等も踏まえた上で、慎重に議論を重ねていかなければならない非常に難しい問題であります。

近年スポーツに取り組む児童生徒の数は減少傾向にあるものの、近隣の市町村ではこうした会場がない、もしくは会場があっても改修工事が必要で、今後改修のめどが立っていないのが現状です。立派な競技場があるのにもかかわらず、今のままでは正式な記録として残らないというのは、あまりにもかわいそうです。青春をスポーツにささげた子供たちが報われないということは決してあってはならないと、私

はそのように思います。

今こそ中泊町が先頭に立ち、スポーツ振興を訴えていくときではないでしょうか。改めまして、中泊町としての今後の構想をお伺いいたします。

以上です。

○議長（川山光則君） 田中議員の質問に対する答弁を求めます。

長利教育課長。

（教育課長 長利香代子君登壇）

○教育課長（長利香代子君） 田中議員ご質問の運動公園野球場の整備についてお答えいたします。

運動公園の野球場は、平成元年度に整備され、33年経過しております。議員おっしゃるとおり、今日まで様々な大会が開催されてきました。

しかしながら、近年は老朽化による劣化が激しく、毎年野球場の修繕を行っている現状にあります。

バックスクリーンにつきましては、先ほどもお話にありましたとおり、鉄骨部の腐食が進み、ボードが飛散するおそれがあったことから、安全対策として令和2年度にボード部分を撤去しております。

スコアボードにつきましても、鉄骨部の腐食が進んでいることから、立入りを禁止して、1塁側ベンチ横に設置した簡易得点板で対処しているところです。

ここ数年の利用状況を見ますと、町外の社会人チームの練習場としての利用が多く見られます。

西北地域の小中学校の野球大会は、五所川原市と鱈ヶ沢町にある野球場で開催されていることから、町教育委員会としては、中泊町健やか少年野球大会などができるようにグラウンド整備、緊急性のある補修、それから軽微の補修等を実施しながら、施設の維持管理に努めてまいります。

○議長（川山光則君） 三上総合戦略課長。

（総合戦略課長 三上晃瑠君登壇）

○総合戦略課長（三上晃瑠君） 議員ご質問の陸上競技場の整備を求める請願書に係る議会採択後の状況についてお答えいたします。

先ほどの荒関議員のご質問にもお答えしたとおり、町では令和3年

10月21日に開催いたしました西北圏域2市4町での県知事への重点事業要望において、陸上競技場を念頭に「広域の大会等で利用するスポーツ施設の維持管理支援について」を町単独の重点事業として要望しております。

要望に対する県の今後の処理方針としまして、「学校施設環境改善交付金について、十分な財源を確保するとともに、補助率の拡充や実情に即した補助単価の引上げ、地方公共団体のニーズに対応した対象事業の拡充を図ること等について、全国都道府県教育長協議会を通して、引き続き国に働きかけてまいります」と示されております。

町といたしましては、子供たちが生まれ育った地域で、よりよい環境でスポーツに親しみ、スポーツを通じて健やかに成長できるよう、広域の大会等が開催される基準のスポーツ施設について、市町村単独ではなく、広域で維持管理していけるような新たな枠組みづくりや費用の支援について、今後も引き続き五所川原圏域定住自立圏の会議の場で協議を重ね、県へ要望してまいります。

○議長（川山光則君） 答弁が終わりました。再質問ありませんか。

田中議員。

○1番（田中 洋君） 陸上競技場に関しましては、県のほうへしっかりと要望書を提出していただいたということで、少しではありますけれども、前のほうへ進んでいくのではないかなと期待をしております。

野球場に関しては、軽微な補修等はしているとのことで承知をいたしました。しかし、今の課長の答弁を聞いていますと、バックスクリーンやスコアボードの新設工事のような多額な費用を要する改修工事を行うのは難しいと捉えることができました。本来であれば、西北五管内に1つは硬式野球の公式戦が行えるような立派な球場を広域で整備することができれば一番いいのではないかなと、私自身はそう思っております。これもまた維持管理の問題ですとか、スポーツ人口の減少もあり、なかなか前に進まないのではないかなとちょっと思っております。

仮にそうであるならば、町単独としては野球場の今後の整備をどの程度までしっかりラインをつくってやっていくおつもりなのか、お答えください。

○議長（川山光則君） 長利教育課長。

○教育課長（長利香代子君） ただいまの田中議員のご質問にお答えいたします。

中泊町運動公園は、本来はスポーツの実践と憩いの場を提供し、中泊町民、また近隣町村民の体力の向上と交流を深めるためのものであり、今ある既存施設を有効活用した住民同士の交流や、スポーツを通じた社会教育活動に取り組んでいくことを方針としていますので、公園施設内の野球場も大きな改修ではなく、中泊町健やか少年野球大会など町民がスポーツを楽しめるような段階まで維持管理に努めてまいりたいと思っています。

○議長（川山光則君） 再々質問はありませんか。

田中議員。

○1番（田中 洋君） 今後の方向性としましては、町主催の健やか野球大会などは継続していけるよう整備をしていくということで承知をいたしました。

本来は町民の体力向上や憩いの場としての利用を目的として運動公園を建設されたということでございましたが、今ではスポーツ人口もそうですが、人口もかなり少なくなってきていますので、それが利用者数の低迷につながっているのではないかなと、そのように考えられます。

今後はもっと様々な方に、町民というくくりではなく、もっともっと様々な方に利用していただけるようにPRしていくことも大事なのではないかなと、そのように思っております。買物や食事のできる場所も、宿泊施設も中泊町にはあるわけですから、町への経済効果等も考えながら運動公園の在り方を考えるべきだと思いますが、その点についてはどのようにお考えですか。

○議長（川山光則君） 長利教育課長。

○教育課長（長利香代子君） 今後そのようなことも視野に入れて、関係課と協議しながら総合的に考えて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（川山光則君） 再々質問が終わりましたので、これをもちまして田中議員の質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（川山光則君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前 11 時 01 分

第4回中泊町議会定例会

令和 3年12月 7日（火曜日）

○議事日程 第3号

- 1 報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和3年度中泊町一般会計補正予算第4号について)
- 2 議案第63号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について
- 3 議案第64号 中泊町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について
- 4 議案第65号 令和3年度中泊町一般会計補正予算第5号について
- 5 議案第66号 令和3年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号について
- 6 議案第67号 令和3年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第4号について
- 7 議案第68号 令和3年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号について
- 8 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について

○追加議事日程（第3号の追加）

- 1 議案第72号 令和3年度中泊町一般会計補正予算第6号について

○追加議事日程（第3号の追加その2）

- 2 発議第 6号 青山雅晴議員に対する議員辞職勧告決議

○出席議員（13名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 田 中 洋 君 | 2番 今 博 子 君 |
| 3番 成 田 直 人 君 | 4番 秋 元 隆 君 |
| 5番 塚 本 悦 子 君 | 6番 荒 関 富 雄 君 |
| 7番 秋 田 博 君 | 8番 長 利 司 君 |
| 9番 青 山 雅 晴 君 | 10番 沖 崎 勲 君 |
| 11番 野 上 憲 幸 君 | 12番 野 上 祐 一 君 |

13番 川山光則君

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	横 野 彰 吾 君
教 育 長	米 塚 鈴 子 君
代 表 監 査 委 員	外 崎 良 造 君
総 務 課 長	毛 内 康 裕 君
財 政 課 長	山 中 哲 哉 君
総 合 戦 略 課 長	三 上 晃 瑠 君
税 務 課 長	太 田 光 平 君
町 民 課 長	三 上 康 栄 君
福 祉 課 長	下 山 貴 子 君
環 境 整 備 課 長	藤 本 雅 久 君
農 政 課 長	古 川 幹 人 君
水 産 商 工 観 光 課 長	越 野 進 一 君
小 泊 支 所 長	藤 田 康 久 君
教 育 次 長	葛 西 成 芳 君
教 育 課 長	長 利 香 代 子 君
会 計 課 長	藤 田 順 悦 君
上 下 水 道 課 長	鈴 木 輝 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 越 裕 子 君
総 行 政 務 情 報 課 係	木 村 将 師 君
総 行 政 務 情 報 課 係	佐々木 一 哉 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本日は議案の審議を行います。

◎日程第1 報告第25号

○議長（川山光則君） 日程第1、報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてを議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

山中財政課長。

○財政課長（山中哲哉君） 報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和3年11月10日付で専決処分をいたしました専決第20号は、令和3年度中泊町一般会計補正予算第4号であります。

新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルスワクチン3回目追加接種の実施及び、マイナンバーカード取得者への商品券等の交付の増加により、所要の予算補正を要することから、専決処分をしたものであります。

2ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,498万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億9,597万4,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

それでは、最初に歳出についてご説明申し上げます。6ページを御覧願います。3、歳出。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第8目緊急対策費、1節報酬から13節使用料及び賃借料まで、新型コロナウイルスワクチン3回目追加接種の実施経費として、合計で938万6,000円を計上しております。

7ページを御覧願います。第7款商工費、第1項商工費、第5目緊急対策費、10節需用費から18節負担金、補助及び交付金まで、マ

イナンバーカード取得者への商品券等の交付の追加経費として、合計で559万6,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、5ページにお戻り願います。2、歳入では、歳出の関連において、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第2目衛生費負担金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金に349万5,000円を、第2項国庫補助金、第3目衛生費補助金に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金587万1,000円を計上しております。

第18款繰入金、第1項基金繰入金に、今回の補正財源として561万6,000円を計上しております。

以上、令和3年度中泊町一般会計補正予算第4号についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。報告第25号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第25号は承認することに決定しました。

◎日程第2 議案第63号

○議長（川山光則君） 日程第2、議案第63号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

太田税務課長。

○税務課長（太田光平君） 議案第63号 中泊町国民健康保険税条例の一部

改正についてご説明申し上げます。

本改正条例は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正に伴う、子ども・子育て支援の観点から、低所得者世帯であるか否かにかかわらず、未就学児に係る均等割額の軽減を行うため、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、条例新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の6ページを御覧願います。上から20行目の第23条第2項第1号におきましては、未就学児軽減の規定について、国民健康保険医療分では、7割軽減の低所得者世帯の未就学児につきましては3,510円、5割軽減につきましては5,850円、2割軽減につきましては9,360円、軽減世帯以外の未就学児につきましては1万1,700円の金額を軽減する規定を追加してございます。

7ページ目を御覧願います。上から1行目の同条同項第2号におきましては、未就学児軽減の規定について、後期高齢者支援金分では、7割軽減の低所得者世帯の未就学児につきましては1,440円、5割軽減につきましては2,400円、2割軽減につきましては3,840円、軽減世帯以外の未就学児につきましては4,800円のコ額を軽減する規定を追加してございます。

提出議案一覧の4ページ目を御覧願います。最後に、附則第1条において公布の日から施行し、ただし書における改正規定については、令和4年4月1日から施行すると規定しております。

以上で議案第63号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第64号

○議長(川山光則君) 日程第3、議案第64号 中泊町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上町民課長。

○町民課長(三上康栄君) 議案第64号 中泊町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの5ページを御覧願います。今回の条例改正は、中泊町予防接種健康被害調査委員会条例の委員について、所属する団体が名称変更していることから、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容については、条例等新旧対照表によりご説明申し上げます。新旧対照表の14ページを御覧ください。第1条中「及び結核予防法(昭和26年法律第96号)」を削っております。結核予防法が廃止され、予防接種法に一本化されたことによる条例の整備であります。また、第4条第2号中においては、所属する団体が名称変更したことにより、「北五医師会」を「西北五医師会」に改めるものであります。

以上、議案第64号 中泊町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正についてご説明申し上げます。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第65号

○議長（川山光則君） 日程第4、議案第65号 令和3年度中泊町一般会計補正予算第5号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中財政課長。

○財政課長（山中哲哉君） 議案第65号 令和3年度中泊町一般会計補正予算第5号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,985万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億1,611万7,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明申し上げます。

最初に、歳出についてご説明いたします。8ページを御覧願います。

3、歳出。第2款総務費、第1項総務管理費、第6目企画費、14節工事請負費では、総合福祉健康センター外構工事を継続費の年度割の変更により、7,630万7,000円減額し、温泉ポンプ設置等工事については、実施年度の変更により、1,825万4,000円減額しております。

第14目財政調整基金費に、財政調整基金積立金として、704万5,000円を計上しております。

10ページを御覧ください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童措置費、12節委託料に、令和4年度の法改正に伴う児童手当システム改修分254万4,000円を、第3目子ども・子育て支援事業費、19節扶助費に、施設型給付費町内分と広域入所分の予算組替えを行っております。

11ページを御覧願います。第4款衛生費、第3項母子保健費、第1目母子保健費、19節扶助費に、養育医療費給付150万円を計上しております。

12ページを御覧願います。第7款商工費、第1項商工費、第4目

緊急経営支援対策費では、観光ウェブサイト制作に係る運営と事業費の見直しにより、12節委託料を389万4,000円減額し、18節負担金、補助及び交付金に136万8,000円を計上しております。

第9款消防費、第1項消防費、第1目日常備消防費に、前年度の繰越額等の確定により、五所川原地区消防事務組合負担金を1,312万9,000円減額し、第6目緊急対策費に、小泊地区避難所抗菌畳設置工事費180万4,000円を計上しております。

13ページを御覧ください。第10款教育費、第1項教育総務費、第4目緊急対策費に、中里小学校・中里中学校抗菌畳設置工事費124万1,000円を計上しております。

第2項小学校費、第1目学校管理費に、薄市小学校複式学級対応改修工事費58万3,000円を計上しております。

14ページを御覧願います。第4項社会教育費、第15目緊急対策費に、総合文化センター抗菌畳設置工事費261万6,000円を計上しております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。恐れ入りますが、7ページにお戻り願います。2、歳入では、歳出の関連において、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費補助金に、児童手当システム改修等の財源として、294万3,000円を計上しております。

第20款諸収入、第5項雑入、第1目雑入、5節衛生費雑入に、後期高齢者医療保険事業に係る療養給付費負担金過年度分返還金1,047万6,000円を計上しております。

第21款町債、第1項町債、第1目総務債において、総合福祉健康センターの継続費の年度割及び実施年度の変更に伴い、9,460万円を減額しております。

続きまして、継続費補正及び地方債補正についてご説明いたします。5ページを御覧願います。第2表継続費補正、1、変更では、令和3年度から令和5年度まで設定した、総合福祉健康センター建設事業について、総額18億599万円に変更しております。

第3表地方債補正、1、変更では、総合福祉健康センター建設事業の令和3年度の年度割の変更に伴い、限度額を変更しております。

以上、議案第65号 令和3年度中泊町一般会計補正予算第5号についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 5ページの継続費の補正なのですけれども、年度割の組替えは分かるのですけれども、ここにおいて500万ほど総額が増えている理由をお知らせ願います。

○議長（川山光則君） 三上総合戦略課長。

○総合戦略課長（三上晃瑠君） ただいまの荒関議員のご質問にお答えします。

595万1,000円増額となっております。その理由といたしまして、外構工事において残土処理に係る運搬距離を2キロメートルから8キロメートルに変更したことにより増額となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川山光則君） 6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 2キロから8キロに変更したと。当初の積算の段階では2キロで積算して、今度は8キロになったというのは、では最初はどこを予定して、今はどこを予定しているのですか。

○議長（川山光則君） 三上総合戦略課長。

○総合戦略課長（三上晃瑠君） 当初は、2キロメートルといたしましたのは、残土処理は任意として、事業者に残土の処理場所をお任せするような形で積算しております。ただ、今回外構工事において6,000立方メートルという残土が発生することから、薄市地区の法定外の区域に運ぶということで、そこまでの運搬距離8キロを計上いたしましたものです。

以上になります。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

5番、塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 13ページの第10款教育費についてであります。緊急対策として中里小中学校の抗菌畳設置工事124万1,000円とありますが、それよりももっと緊急事態が発生しました。これと予算は違うかも。先月19日の雨で中里中学校の体育館が大変な雨漏りになりました。私は午前の授業で帰ったのですが、午後、体育の先生

が滑って転んだそうです。2階のギャラリーにもバケツがたくさん置いてありますので、学校側では教育委員会に対応を申し込んであるようですが、返事がなくて、先月私は今年度の授業は終わったので、下旬から学校に行っていないけれども、もしかその後に子供たちが滑ってけがでもしたらどうしようと父兄の方にも言われました。教育長さん、そこら辺、見に行ってくれたものでしょうか。学校からの要望がありましたけれども、いかがでしょうか。

○議長（川山光則君） 米塚教育長。

○教育長（米塚鈴子君） 塚本議員の体育館の雨漏りですけれども、ちょっと私の耳には雨漏り、今回は届いておりません。ただ、施設等が一定の年数を経ているものですから、早速この後また確認をするとともに、また必要に応じ、随時対応をしていきたいと、そのように考えております。

○議長（川山光則君） 塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 3日の日に要望したとのことで、私にも要望を記入した用紙あるのですけれども、そして要望はしていましたということでございます。

それで、以前にもステージの幕もぼろぼろになっていると、それも要望しまして、前回いろいろ予算を盛ったとか下見をしてくれたのですが、一向に進まなくて、それで今もって中里町立中里中学校と、幕にもそういう名前がまだ入っています。合併して何年たったでしょう、10何年になっているのに、中泊町立中里中学校と書いていなければいけないのに、10何年になってもいまだにぼろぼろで、ステージも三角コーンを置いて、ステージに上がれないようにしているわけです。間もなく卒業式が来たときに、その雨漏りで先生は心配しています。卒業証書に、雨漏り出たときどうしようと、そう心配しています。それはどういうお考えでしょうか。

○議長（川山光則君） 葛西教育次長。

○教育次長（葛西成芳君） 今の塚本議員の質問ですけれども、教育長のほうにはまだ報告はしておりませんでした。一応教育委員会として、学校のほうから雨漏りしているという現状を聞いて、そこを確認して、どういうふうに対応するか、今検討中でございます。そこを整理できたら、また教育長と相談して対応を考えていきたいと思っております。

幕についても、前にも塚本議員のほうから報告を受けておりますけれども、それに対してもほかの学校の幕、今まだ閉校しておりませんが、小泊小中学校とか、中里高校のほうとか、そういうものも使えるものかどうか、そこは今調べておる段階であります。

以上です。

○議長（川山光則君） 5番、塚本議員。

○5番（塚本悦子君） まさかと思いました、届いていないとはいかがなものかなと思いました。以前にも見てくださいと言っていたのです。それ中里高校の幕も見に行ったらけれども、絶対合わないということまで学校ではやっています。なのに学校では待てど暮らせど返答がないと、このようにおっしゃっています。ですので、前の幕をやったときはいつでしょうか、私もちょっと忘れたのだけれども、100万とか前の課長さんが見積りして、それから何だかんだといううちに流れてしまったのですけれども、やっぱり教育長さんは学びの環境は整えておりますと言ったからには、子供たちが伸び伸びと運動できるような体育館にしくは、私は学びの環境は整ったとは思えないのです。即早急に、今卒業式が来ます。そのときに、卒業証書を置く場所を私は見ました、ちょうどそこに雨漏りしているのです。突然卒業式などに雨漏りしたときに、バケツを置いて対処できるのかどうか。あの2階のギャラリーに大きなバケツやら小さなバケツ、いっぱいあります。いつ雨漏りすれば困ると思ってやっているのです。それを見に行っただけなのかなと、いつ来るのかなと、先生は待っています。ぜひ即、教育長さんからも行っていただきたいと、よろしく願いいたします。

○議長（川山光則君） 教育長。

○教育長（米塚鈴子君） 施設の維持管理等については、状況を把握しながら、優先順位を決めて今後また検討していきたいと思っております。

それから、ステージ幕のことですけれども、ステージ幕については以前議員さんのほうから質問等があったときに校長に確認したところ、現状の幕の状況で特に支障はないという、当時の校長からそういう話を聞いておりますので、教育委員会もそここのところはそういうふうに対応していきたいというふうに、その当時は考えておりました。

○議長（川山光則君） 塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 校長先生は、ほかのも大事なので、それは我慢しましょうかとは言っていました。でも、今新しい校長先生が来ました。やっぱり大変ですと。それで、こんなふうにしていいのですかということになっていきますので、やっぱり教育長さんも元校長先生として環境はいつも気になっていたと思うのですが、ぜひ学校は、学びの環境を子供たちが伸び伸びと勉強できる場所にすぐお願いをいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（川山光則君） 教育長。

○教育長（米塚鈴子君） 議員さんの学びの環境の整備、いろいろ優先順位を考えながら様々な視点から検討して、また進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 今初めて聞いたのですけれども、雨漏りの状況であれば非常に緊急性があるのではないですか。どこでどのように協議して、いつ予算とか盛って工事に入る、まだその段階までいっていないのですか。緊急事態に対してはどういう、学校の雨漏りなら即対応すべき問題ではないですか。そこ、まだこの答弁では納得できないな。

○議長（川山光則君） 長利教育課長。

○教育課長（長利香代子君） 教育委員会内での連携がうまくいっていませんで、本当に申し訳ありませんでした。係のほうでは緊急にどの方法がいいか見積りなどを今取り寄せている段階ですので、ご理解ください。

○議長（川山光則君） 塚本議員。

○5番（塚本悦子君） すぐに対処できるようであれば納得するのです。これからもよろしくお願いいたします。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありません

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第66号

○議長(川山光則君) 日程第5、議案第66号 令和3年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上町民課長。

○町民課長(三上康栄君) 議案第66号 令和3年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてご説明いたします。

事業勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ283万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,667万8,000円とし、診療施設勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億4,300万2,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、事業勘定の歳出からご説明いたします。9ページを御覧願います。3、歳出。第2款保険給付費、第1項療養諸費、第3目一般被保険者療養費、18節負担金、補助及び交付金に、一般被保険者に係る療養費として268万8,000円を計上しております。

第9款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第5目保険給付費等交付金償還金、22節償還金、利子及び割引料に、前年度調整還付金として14万4,000円を計上しております。

次に、歳入について、ご説明いたします。恐れ入りますが、8ページにお戻り願います。2、歳入では、歳出の関連において、第4款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金に、普通交付金として268万8,000円を計上しております。

第6款繰入金、第2項財政調整基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、財政調整基金繰入金として14万4,000円を計上しております。

以上で、事業勘定の説明を終わります。

続いて、診療施設勘定について、歳出からご説明いたします。13ページを御覧願います。3、歳出。第2款医業費、第1項医科用医業費、第2目医薬材料費、12節需用費に医薬材料費として8万円を計上しております。

次に、歳入であります。恐れ入りますが、12ページにお戻り願います。2、歳入。第3款県支出金、第1項県補助金、第2目医療提供体制設備整備交付金から、第8款国庫支出金、第1項国庫補助金、第2目医療提供体制設備整備交付金へ医療提供体制設備整備交付金42万9,000円の予算組替えをしております。

第3目新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金に新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金として、8万円を計上しております。

以上、議案第66号 令和3年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 歳入の部分で、どうして県のほうから42万9,000円、交付金が入ってこない理由を説明願います。

○議長（川山光則君） 三上課長。

○町民課長（三上康栄君） 今の質問にお答えいたします。

これは、入ってこないのではなくて、県補助金から国の補助金への組替えでございます。これは、各医療機関がマイナンバーカードを使って保険証の代わりとするための機器の整備補助金であります。当初は、県を通して補助金申請をするものと想定しておりましたけれども、これはインターネットを介しての国へ直接の電子申請となりましたので、補助金の組替えを行いました。

以上です。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第67号

○議長(川山光則君) 日程第6、議案第67号 令和3年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第4号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山福祉課長。

○福祉課長(下山貴子君) 議案第67号 令和3年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,589万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明申し上げます。

最初に、歳出についてご説明いたします。7ページを御覧ください。

3、歳出。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、4節共済費に、職員人件費の調整分として市町村職員共済組合負担金13万7,000円を計上いたしております。昇給等により負担金算定の根拠となる月額が上がったことにより増額するものです。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。6ページを御覧ください。2、歳入。歳入は、歳出との関連において、第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第2目その他一般会計繰入金に、総務管理費繰入金13万7,000円を計上いたしております。

以上、議案第67号 令和3年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第68号

○議長(川山光則君) 日程第7、議案第68号 令和3年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

鈴木上下水道課長。

○上下水道課長(鈴木輝文君) 議案第68号 令和3年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

資本的支出の既決予算額を809万6,000円追加し、総額2億3,090万円とするものです。

恐れ入りますが、2ページをお開き願います。補正予算実施計画説明書によりご説明いたします。第1款資本的支出、第1項建設改良費、第2目配水施設改良費、40節工事費に、長泥地区における既設水道配水管の移設工事費として809万6,000円を計上しております。長泥地区の一部区間については河川法により民地に水道配水管が布設されており、住宅建設によりその一部が支障となることから移設工事を行うものです。

以上、令和3年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第68号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(川山光則君) 異議なしと認めます。
したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

- 議長(川山光則君) お諮りします。
本日、町長から議案第72号が提出され、お手元に配付しております。これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(川山光則君) 異議なしと認めます。
したがって、議案第72号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

◎町長追加提案理由の説明

- 議長(川山光則君) 町長に提案理由の説明を求めます。
濱館町長。

(町長 濱館豊光君登壇)

- 町長(濱館豊光君) 追加提案をさせていただきます議案についてご説明を申し上げます。

議案第72号は、令和3年度中泊町一般会計補正予算第6号についてであります。補正額は、歳入歳出とも1億222万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を108億1,834万2,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、民生費に子育て世帯への臨時特別給付

金給付事業、農林水産業費に米価下落緊急支援事業など、それぞれ所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、国庫支出金を計上したほか、財源調整に充てるため財政調整基金繰入金を計上いたしております。

慎重ご審議のうえ、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

◎追加日程第1 議案第72号

○議長（川山光則君） 追加日程第1、議案第72号 令和3年度中泊町一般会計補正予算第6号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中財政課長。

○財政課長（山中哲哉君） 議案第72号 令和3年度中泊町一般会計補正予算第6号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億222万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億1,834万2,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明申し上げます。

最初に、歳出についてご説明いたします。5ページを御覧願います。

3、歳出。第3款民生費、第2項児童福祉費、第7目子育て世帯への臨時特別給付金給付費に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世代への支援として、3節職員手当等から18節負担金、補助及び交付金まで、合計で5,400万5,000円を計上しております。

第6款農林水産業費、第2項農業費、第8目緊急支援対策費、18節負担金、補助及び交付金に、米価下落に伴う緊急支援として10アール当たり3,000円を交付する経費、4,822万円を計上しております。

第10款教育費、第1項教育総務費、第3目学校建設費において、12節委託料、14節工事請負費の予算組替えを行っております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。4ページにお戻

ります。2、歳入では、歳出の関連において、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費補助金に、子育て世帯への臨時特別給付金給付に係る財源として、合計で5,400万円を計上しております。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として4,822万5,000円を計上しております。

以上、議案第72号 令和3年度中泊町一般会計補正予算第6号についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 米価下落緊急支援交付金、事前に説明は受けているのですが、どうしても、どういう形で農家に交付していくのかを説明願えればと思います。

○議長（川山光則君） 古川農政課長。

○農政課長（古川幹人君） 荒関議員の米価下落の支援事業の支払いについて、スケジュールをご説明させていただきます。

今後各農家さんのデータを基に、集荷業者あるいは農協、そのほか個人の農家さん等々ございます。その中において、今週の末に業者さんと農協さんに来庁していただいて、各農家さんの分のデータを記入した申請書を配付、回収してもらう予定でございます。

あとその他、自主流通米として業者、商系に加入していない方々については、郵送で申請書、あるいはその返信を行う予定で、随時役場のほうに届いたものについてはお支払いをしていくという流れとなっております。

○議長（川山光則君） 6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） ということであれば、データを各所から集めまして、それを各農家に郵送で申請書を出すということですか。それが返ってきた段階でという流れですか。

○議長（川山光則君） 古川課長。

○農政課長（古川幹人君） 商系の農家さんと農協の農家さんについては、農協さんと商系の方々に配付、あるいは回収のときには農協さん、あるいは商系さんのところに持ってきていただいて、その取りまとめをし

ていただいたものを役場のほうに持ってきていただくということでございます。

あとその他、商系、農協に加入していない方は、返信については持ってきていただくか、郵送していただくという流れとなっております。

○議長（川山光則君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） ということであれば、商系さんなら商系さん、農協さんなら農協さんに出荷している農家は、その出荷先と何かお話ししなければならぬことがあるのですか。それとも、もう取りまとめているから、そのデータに基づいて交付するというのか、そこら辺。

○議長（川山光則君） 古川課長。

○農政課長（古川幹人君） まず、配付する書類については、令和3年度の主食の作付の面積を記入してございます。ですので、その中でもしデータに誤りがあった場合については役場の農政課のほうに来ていただいて、訂正するなり確認をさせていただきます。あとのものについては、面積が正しければそのまま頂いて、決定通知を出して交付するということになります。

○議長（川山光則君） よろしいですか。

4番、秋元議員。

○4番（秋元 隆君） ちょっと私説明会を欠席したのですけれども、この交付金の具体的な支払い日程等は年内を予定しているのか、それとも年を越えて農家に支払うのか、具体的に分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（川山光則君） 古川農政課長。

○農政課長（古川幹人君） 支払い予定としては、今週末に取りまとめをいただく業者さん、あるいは農協さんに来ていただいて、各農家さんに配付していただくと。取りまとめを行った後ですので、早い方であれば年内中にお支払いできる方がいるかと思っております。

○議長（川山光則君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） ほかにないようですので、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第72号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長(川山光則君) お諮りします。

本日、発議第6号が議員11名の連名で提出され、お手元に配付しております。これを日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第2 発議第6号

○議長(川山光則君) 追加日程第2、発議第6号 青山雅晴議員に対する議員辞職勧告決議を議題にします。

これは、青山議員に関する案件になりますので、地方自治法第117条の規定により、青山議員の退席を求めます。

(9番 青山雅晴君退席)

○議長(川山光則君) 本件については、出席議員全員が提出者となっておりますので、説明、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

本件については、説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

発議第6号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

青山議員の入場を許可します。

(9番 青山雅晴君入場)

◎日程第8 次期議会の会期日程及び議会運営に関する
事項について

○議長(川山光則君) 日程第8、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項についてを議題にします。

お諮りします。次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(川山光則君) 今定例会に上程されました全議案について長時間にわたり慎重にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年第4回中泊町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時56分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため
ここに署名する。

議 長 川 山 光 剛

署名議員 塚 本 悦 子

署名議員 (坂) 田 直 人